第6章 道路掘削

1. 道路掘削工事の定義

給水装置の新設、改造、修繕、撤去、接続工事等に伴う道路の掘削及び埋戻し、舗装版の 復旧までの一連の工事をいう。

工事の施工に当たっては、道路交通法、道路安全衛生法の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を適切に行い、事故を防止するとともに、工事による騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。また、私道の場合もこれに準じて施行すること。

2. 道路掘削の許可手続き

(1) 道路占用(国道、県道、市道、農道等)について

給水装置の新設等、道路掘削を実施する場合、所定の様式により所轄の道路管理者へ道路占用許可申請書を提出し、占用許可を受けなければならない。

また、河川、用水、民有道路(他人の私有地)など道路管理者以外の管理地を掘削占有する場合もその管理者の占用許可又は承諾を得ること。

(2) 道路使用について

道路工事を実施する場合は、道路法、道路交通法に基づき、道路使用許可申請書を所轄 の警察署へ提出し、道路使用許可を受けなければならない。

(3) 既設埋設物の調査

道路占用物件として水道管のほかに下水道管、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、 農業用水管等が埋設されている場合は、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議すること。

3. 施工上の注意

- (1) 付近の住民へ事前に連絡し、迷惑をかけないよう施工すること。
- (2) 道路占用許可証及び道路使用許可証を携帯し、許可条件どおり施工すること。
- (3) 現場責任者を常駐させ、連絡がとれるようにしておくこと。
- (4) 工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、交通整理員等を配置すること。また、作業員の安全についても十分留意すること。
- (5) 埋設物の有無を把握し、埋設物の近くを掘削する場合は、埋設物の管理者の指示に従い掘削、埋戻しを十分注意して行うこと。
- (6) 道路復旧
 - ア. 舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
 - イ. 舗装の本復旧を水道課に委託する場合は、仮復旧工事後速やかに水道課へ報告し本復旧工事を依頼すること。又、本復旧工事までの期間は常にパトロールを行い、路盤沈下、飛散に対する維持補修を行い、事故防止に努めること。
- (7) 標識類を移動した場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (8) 緊急時の連絡先をあらかじめ確認し、事故等が発生した場合は、速やかに関係者及び水道課に連絡すること。

4. 施工

(1) 掘削

- ア. 舗装道路の掘削は、既設舗装部分への影響がないようカッターにより周りを方形に切断し、所定の深さに掘削すること。
- イ. 掘削の底部(床付)は、凸凹のないようにすること。
- ウ. 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、堀置きはしないこと。
- エ. えぐり掘り、すかし掘りは絶対に行わないこと。
- オ. 掘削の深さが 1.5m以上となる場合は土留工法で行うこと。
- カ. 埋設物の近くを掘削する場合は手掘りで行い、必要により埋設物の管理者の立会いを 求めること。

(2) 残土処分

施工によって生じた残土及びアスファルト塊等の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の規定に基づき、施工者が責任をもって適性かつ速やかに処理すること。

(3) 埋戻し

- ア. 埋戻しは管を砂等で保護した後、クラッシャーラン等で埋戻すこと。
- イ. 埋戻しの砂は管上 10cm 以上とし、水締め、つき棒等により締固めを行うこと。
- ウ. 転圧は、タンパ、振動ローラ等で 20cm ごとに十分に行うこと。
- エ. 既設埋設物の周りの埋戻しは、良質な砂等を使用し、十分締固めなければならない。 また、埋設物に損傷を与えないように注意すること。
- (4) 舗装版仮復旧工事
 - ア. 仮復旧工事は、常温舗装材又は加熱アスファルト合材で即日復旧すること。
 - イ. 仮復旧工事跡の路面には、白線等、道路標示をペイント等により復旧すること。
- (5) 舗装版本復旧工事
 - ア. 本復旧工事は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、 道路管理者の許可条件どおり施工しなければならない。
 - イ. 舗装工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を復旧すること。
 - ウ. 舗装版本復旧工事は、申請時に、水道課が定める本復旧費を手数料と共に納める事に よって、水道課が年間委託する舗装業者により施工することが出来る。

5. 工事写真

工事写真は、着工前から舗装復旧工事完工までの各工程ごとに撮影すること。また、黒板 等に工事場所、施工業者、工程内容、寸法等を記入すること。

(1) 着工前

工事看板、交通整理員、交通安全設備についても撮影すること。

- (2) 舗装切断
- (3) 管の埋設深さ

スタッフ等で深さを示し、管上と路面が確認できるように撮影すること。

(4) 給水管の配管状況

分水栓防食スリーブ取付の場合は、挿入機装着の状態(施工状況)も撮影すること。

- (5) 砂の埋戻し
- (6) クラッシャーラン等の埋戻し 転圧状況が確認できるよう 20cm ごとに撮影すること。
- (7) 明示帯シート敷設

(8) 舗装版復旧工事

舗装の厚さ及び面積が確認できるように撮影すること。 区画線及び路面標示がある場合は、その復旧状態も撮影すること。

(9) 分岐配水管の位置

道路端からポール等で分岐配水管の位置が確認できるように撮影すること。

(10)その他、水道課が指示したところがあれば撮影すること。